

津市公共施設予約システム(下表に掲げる運動施設)の受付期間の変更について
(令和5年4月1日以後の使用に係る予約の手続から適用)

対象施設	改正後 (令和5年4月1日～)
・津球場公園内野球場(ナイター) ・北部運動広場(ナイター) ・芸濃総合文化センター内アリーナ ・芸濃テニスコート ・芸濃グラウンド ・久居グラウンド	(津市公共施設予約システム 受付期間) 使用予定日の属する月の6月前の8日から使用予定日の7日前まで

次の施設の津市公共施設予約システムの受付期間は変更ありません。

津市民テニスコート、安濃中央総合公園内体育館、安濃中央総合公園内テニスコート、安濃中央総合公園内野球場、安濃中央総合公園内多目的グラウンド、安濃中央総合公園内フットサルコート、久居中央スポーツ公園内バーベキュー場、西部運動広場、乙部公園内運動広場、安濃グラウンド、庄司庵公園内ゲートボール場、安濃中央総合公園内ゲートボール場、メッセウイング・みえ(展示場、大研修室、ギャラリー)、メッセウイング・みえ(商談室、中研修室)、サオリーナ(プール除く)、三重武道館